

令和4年12月八峰町議会定例会会議録（2日目）

令和4年12月16日（金曜日）

議事日程第2号

令和4年12月16日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 日程の追加について
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第96号 令和4年度八峰町一般会計補正予算（第9号）
- 第 5 発議第 7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書
- 第 6 発議第 8号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書
- 第 7 発議第 9号 介護保険制度の改善を求める意見書審議
- 第 8 常任委員会の閉会中の継続審査について
- 第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事項の調査について
- 第10 常任委員会の閉会中の所管事項の調査について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長職務代理者 副町長	日沼一之	教育長	川尻茂樹
総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和平勇人	税務会計課長	成田拓也

企画財政課長	高杉泰治	福祉保健課長	石上義久
教育次長	山本節雄	学校教育課長	山内章
産業振興課長	山本望	農林振興課長	浅田善孝
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	工藤善美
生涯学習課長	今井利宏	あきた白神体験センター所長	菊地俊平
防災まちづくり室長	内山直光	福祉保健課副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭正和
福祉保健課副課長	成田公誠	農林振興課副課長	堀内和人

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木高	議会事務局庶務係長	須藤佳奈子
--------	------	-----------	-------

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、5番水木壽保君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君の3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

議事日程の追加につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、本日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第96号及び14日の日の陳情採択に伴う意見書の提出の発議、第7号から9号を本日の日程に追加し、別紙日程表のとおり議題とすることに決定いたしました。

ので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、議事日程を追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長報告のとおり、議題とすることに決定しました。

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 皆さんおはようございます。今日は1番目の一般質問ということで少し緊張しております。

まずはじめに、10日に亡くなられました森田町長に心よりの哀悼の意を表すとともに、これまでの業績に敬意と感謝を申し上げます。

町長療養中から町長は重責な任務をこなされ、今は町長代理として一般質問を受けられることは大変だと思いますが、大方は担当の課長のご意見、考え方を伺い、今後の新町長への政策へ引き継がれることを願って、3点について質問をいたします。

1点目は、インボイス制度が町に与える影響について伺います。

国は、2023年10月から、インボイス制度、適格請求書の実施に向けて、2021年10月からインボイスの発行事業者の登録申請が始まりました。ある業者は、「取引先から登録を迫られている。消費税を払っているが、登録すると税金が高くなるのではないか」という不安の声があります。免税業者は、取引先から課税業者になることを勧められ、1,000万円以下の収入であっても消費税課税業者に登録し、消費税を払わなければなりません。インボイス制度の導入は、民間にとどまらず、地方自治体や公共公益法人、財団法人においても、免税業者に影響を与えます。

町の簡易水道、下水道事業会計及び合併処理浄化槽事業は、消費税を払っています。当然、課税登録業者になります。上下水道の土木工事を発注する際、仕入れの税額控除をするには、入札の際に参加資格にインボイスを求めることになります。免税業者と取引がありますか。町としても仕入れ控除ができなくなると、納税額も減って財政が苦しくなります。免税業者にとっても、課税業者になると新たに増える税金に事業が成り立たなくなるのではないかと、こういう危惧も出されております。その点、町としてはどのように対処していくのでしょうか。

町が業務委託しているシルバー人材センターも、インボイス制度の開始で存続が危ぶまれます。社協の担当者も、責任者の方も、担当者は国に声を挙げている。そして責任者の方は、何とかしてやめられないものなのか、大変なことになると言っています。事業の多くは業務委託になり、高齢者の会員は個人事業者になり、インボイスを発行しなければなりません。シルバー人材センターは、消費税の仕入れ控除をできず、多額の消費税を払わなければなりません。ほかに町の特別会計で事業勘定を持っている国保や介護保険、財産区に影響がないか伺います。

診療所も対象になるのでしょうか。いずれ国は、税収を大幅に増やすために介護保険の改悪や後期高齢者医療制度の医療費2割負担を国民に押しつけています。防衛費予算は、今年度5.4兆円、国民総生産の1.09%です。その財政確保のためのものでしょうか。インボイス制度をやめさせるために、首長の方々の反対意見を望みます。

次に、高齢者・障がい者・難病支援施策について伺います。

障がい者の多くは、いずれ親元を離れて自立したいと思っているのではないのでしょうか。町にもそのような声に応じて、自立支援のためのシェアハウスに支援したり、石川に新たにできた障がい者の相談所を開設したことは評価します。

すいません、息苦しいので外します。

自立に今一步踏みきれない人たちに、自立体験を通して、入居者前にグループホーム、日中サービスやお試し宿泊も考えられますが、何をするにもお金がかかります。費用の援助が必要になります。支援を考えないのでしょうか。

独立してアパートに入って、収入にはなかなか入ってもこぎ着きませんが、挫折を繰り返しながら何度も何度も挑戦して仕事に就く、こういう思いで自立した人もアパートを借りております。また、自宅で重度の障がいや指定難病対象者は、自分の体調を維持するために並々ならぬ努力をしていると思います。支える家族や介護をする家族を励ます意味で、月3,000円から1万円程度の支援を考えないでないのでしょうか。

巡回バスが本運行になり、私のところにも様々な声が届いておりますが、無料の区間は峰浜の特別な特定区画だけです。高齢者や通院を頻繁に行わなくてはならない難病者、精神障がい者は、デイケアを使っている人もいます。週1回ののんき会もあります。石川の障がい者支援相談に行きたくとも、同じ町内でありながら八森からおらほの館で乗り換え、1時間以上待つて石川に行った人もいます。さすがに帰りは送ってもらったそうですけれども、自立して相談に行けるような状況ではありません。区間では料金差を

つくるのではなく、このような方々の支援が大事ではないでしょうか。

何といても能代まで直通で行けないことです。バスステーションから通町の病院まで、通町、いとくの通町ですけども、まで、杖をついて歩いている人も見かけました。せめて市内まで直通できないかがみんなの願いです。

そこで巡回バスは、これらの方々、高齢者、障がい者、難病者に月4回まで無料、そしてデマンド型タクシーは年32回の無料券を交付することを考えないでしょうか。

このことは、全て先日、長野県南箕輪村で視察した際に対面でお聞きしたことを、改めて資料を見て、そのまま参考にさせていただきました。村内の人口を呼び込むために、あらゆる手段を駆使しています。人口を逃さないことも大事です。障がい者も同じです。住みやすい隣の市へ移住した人も何人か私は知ってますけれども、障がい者同士で結婚して、能代市内のアパートに住んでいる。そしてこういう状態だとやはり能代の方が暮らしやすいということにもなりかねません。先進事例を参考にして、町でもできる事業は考えていくべきではないでしょうか、伺います。

最後に、八峰町町税減免規則の見直しについて伺います。

規則には、八峰町税条例に規定する町税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税並びに八峰町国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税の減免に関する事項があります。減免の範囲を見ますと、第2条3項で、担税力の有無は、納税者（生計を一にする親族（内縁）を含む）とあります。

そこで伺います。

担税義務者の生計を一にする親族全ての金融機関調べは、国保税の場合、世帯主に質問権はありますが、ほかの家族は任意で質問できることはあっても調査権はありません。このことは、他市の裁判で結審しています。全県に例がなく、払いたくとも払えない納税者が減免申請を利用しづらいものになっているのではないのでしょうか。

他市町村は、世帯主の金融機関の同意書はあっても提出することには記載されておりません。最近、金融機関におかれましては、手数料があらゆるところに発生して、料金もかなり値上げしております。あらゆる金融機関に取引があるのかないのかを調査し、そして残高がどのくらいなのかを調べるのにどのくらいの手数料がかかるのでしょうか。分かったら教えてください。

世帯主だけが担当職員と対面して、持っている通帳の残高を知らせるのがほかの市町村のやり方です。受理してから1週間か10日で結果を通知してます。当町では家族全員

の同意書に署名捺印して金融機関調べを行うことで、結果が出るまでかなりの日数がかかります。同意書提出は違法であると市を訴えた裁判で、市が敗訴した例があります。これらに関することは、北秋田市の裁判所資料がネットにも配信されております。是非見ていただき、以上のことから、規則第2条第3項は見直しすることを考えませんか。また、他市町村の例規を参考にして、規則全体の見直しを考えないか伺います。

以上です。どうかよろしく願いいたします。

- 議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼職務代理人。
- 町長職務代理人（日沼一之君） 皆さんおはようございます。

傍聴の方、大変足下の悪い中、傍聴していただきまして、本当にありがとうございます。

本当に、先日もお話ししましたが、思いもよらぬ前町長の逝去で大変戸惑っております。本当に心からご冥福をお祈りしながら、まさか職務代理といえ、こういう一般質問という初めての経験するとは夢にも思いませんでした。大変不慣れで、ご迷惑かけるかもしれませんが、どうぞよろしく願いしたいと思います。

見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに「インボイス制度が町に与える影響」についてお答えいたします。

1点目の「簡易水道・下水道事業会計及び合併処理浄化槽事業は、仕入れ税額を控除するため、受注者に消費税のインボイスを求めることになるが、小規模免税事業者の締め出しにならないか。」についてでありますけれども、普通地方公共団体が締結する契約については、その経費が住民からの税金、とりわけ簡易水道・下水道事業及び合併処理浄化槽事業については、使用料等で賄われていることから、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ価格の有利性を確保し得るという観点から、入札の方法によることを原則としております。

町といたしましては、入札参加資格に適格請求書発行事業者であることを加えることは、機会均等の理念にそぐわないため、考えておりません。よって、小規模免税事業者を締め出すようなことにはならないものと考えています。

次に、「また、他の特別会計事業や診療所、財産区にも影響が出るのではないか。」についてであります。免税事業者である特別会計については、インボイス制度に対応した場合、課税事業者となるため、新たに消費税の申告義務が生じます。また、一般会

計を含め、適格請求書の交付義務と写しなどの保存義務のほか、財務会計システム等の改修が必要となります。

公的機関である地方公共団体がインボイス制度に対応しないことにより、取引先の事業者には負担が生じることを踏まえ、原則としてインボイス制度に対応する必要があると考えています。

しかしながら、事業者にとって課税仕入れが発生し得ない特別会計については、性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得るところです。

町では、課税事業者となっている簡易水道事業会計と下水道事業会計のほか、現時点では、一般会計、沢目財産区特別会計、合併処理浄化槽事業特別会計、町営診療所特別会計について、適格請求書発行事業者の登録が必要であると考えています。

2点目の「社会福祉協議会のシルバー人材センターが消費税登録事業者になると免税会員は仕事ができなくなる。」についてであります。八峰町社会福祉協議会に確認したところ、会員の方々が仕事ができなくなるということはないとお聞きしております。

次に、「当町の委託業務にも支障を来すのではないか。」についてであります。八峰町シルバー人材センターがインボイス制度に対応しなかった場合、一般会計において、消費税法上、売上げと仕入の消費税額を同額とみなすこととされており、消費税の申告義務が免除されていることから、影響はないものと思われま。

しかしながら、申告義務が生じる特別会計においては、仕入税額控除の部分で影響が生じるものと思っておりますが、業務そのものができなくなり、支障を来すものではないと思っております。

「制度の中止を求めて市町村首長が国に意見を上げていくべきではないか。」についてであります。現時点では近隣の市町村首長から中止を求める声は聞こえておりませんが、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

2問目の「高齢者、障がい者、難病支援策」のご質問についてお答えいたします。

はじめに、「障がい者の多くは親元を離れ自立して生活をしたいと思っていないか。」についてお答えいたします。

町では、今年度、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、国の基本方針による「地域生活支援拠点」を整備いたしました。

「地域生活支援拠点事業所はっぼう」は、10月より本格的に運用が始まり、相談支援専門員ら4名の専門員を常駐し、障がい者やその家族らの相談にワンストップで対応し

ており、11月は3人の方が利用されております。

1点目の「自立生活体験として、入居前にグループホーム等で日中サービスや宿泊を体験する。」については、独自の事業を展開せずとも、障がい福祉サービスにおいて既に利用できる制度がありますので、そちらの事業を利用させていただきたいと思っております。

町内での体験利用となると提供事業所がありませんので、他市町での利用となりますが、一連の手続きを含む利用調整につきましても、「地域生活支援拠点事業所はっぼう」から代行していただけるので、心配なく利用者ファーストで意図に沿える対応が可能であると考えています。

また、2点目の「アパートなどでの補助について」は、一般の方々と同様に、収入に応じた賃貸借物件を求めていただくなど、個々の生活事情に合った形でお願いしたいと思っております。

なお、生活支援等のサービス、いわゆる在宅での自立した生活を継続するために訪問介護や看護等の必要なサービスにおいては、障がい福祉サービスの自立支援事業を活用して社会生活を営むことができますし、通所系のサービスについても同様で、就労継続支援の事業所と連携して、就労支援サービスも利用できます。

次に、「重度の障がい・指定難病対象者に、障がいの程度により手当金を支給することを考えないか。」についてお答えいたします。

重度の障がいを持った方は、その年齢や障がいの程度や区分によって、特別障害者手当及び障害児福祉手当や養育者が受給者となる特別児童扶養手当など、秋田県から各種手当が支給されております。

また、「指定難病対象者」につきましても、難病法による医療費助成の対象となる指定難病と診断され、重症分類等に照らし合わせて病状の程度が一定程度以上と認定された人を指しているものと思われませんが、この方々には、県から特定医療費が支給されているほか、医療保険及び介護保険とも、所得状況に基づき、窓口負担や自己負担上限が設定されているなど、手厚い公的支援を受けております。

町では、こうした制度に基づく手当の適切な受給手続きの支援を行うとともに、重度の障がいを持った方々が、より暮らしやすい地域社会の仕組みづくりを進め、その利用促進に努めてまいりますので、独自の手当の支給は、現段階では考えておりません。

次に、「高齢者、障害者、指定難病者に、巡回バスとデマンド型有償運送の無料券を交付することを考えないか。」についてお答えいたします。

町では、高齢者を対象とした外出支援事業と、障がい者を対象とした移動支援事業を実施しております。利用者は、乗り降りその他のサポートを受けながら、ドア to ドアで医療機関を受診でき、利用者負担額も低廉であることから、大変有益な事業として好評をいただいているところであります。

また、巡回バス、デマンド型有償運送につきましても、できる限り低額の負担となるよう料金設定したところであり、今後、利用者の声を聞きながら適宜見直しを行うこととしておりますが、無料券の支給は、現段階では考えておりません。

3 問目の「八峰町税等減免取扱規則の見直しについて」についてお答えいたします。

町民税等の減免については、地方税法において、天災その他特別の事情がある場合において税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、税を減免することができる旨が定められております。したがって、罹災や貧困、著しい所得の減少などのため税金を納める能力がないと判断される場合に、条例及び規則に基づいて免除することができることになっております。いわゆる担税力がないと判断された場合であります。

このため規則では、担税力の有無について、納税義務者のみならず、生計を一にする親族を含め、給与、年金、退職金、保証金その他全ての収入及び預貯金、保有資産などを総合的に判断し決定することになっております。

議員のご質問の1つ目、「国保税の場合、世帯主に質問検査権はあるが、他の家族には任意で質問検査できても調査権はない。」については、国保税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した額の合算額となりますので、納税義務者の担税力の有無を検討するに当たり、申請人及び世帯員の預貯金等を確認するため、金融機関に照会することを同意していただく同意書の提出を求め、金融機関へ預貯金照会を行っております。また、申請人及び世帯員から同意を得る様式となっております。強制的な調査とはならないものと考えています。

いずれにしましても、税の減免は、地方税法に定められる公的救済を受けるものである以上、多額の預貯金を保有しながら税の減免を受けることは公平・公正な税負担の原則にそぐわないことから、預貯金額を担税力の有無を検討する資料として用いることは合理性がありますので、減免申請に係る必要書類と規定しております。

2つ目の「他市町村は、世帯主の金融機関調べの同意書はあっても提出項目には入っ

ていない。」については、当方で確認した限りでは、文言等の違いはあれども、実質的には同意書の提出を規定している自治体があることを確認しています。

3つ目の「金融機関調べは一人につき手数料はどれくらいか。」については、現在、10の金融機関のうち、3行が有料で1人当たり税別で20円を払っており、そのほか7行については無料となっております。

町といたしましては、税の減免に当たっては、税負担の公正・公平という観点から、また、他の納税者に疑念を抱かせ、納税意欲を失わせることがないように、慎重に対応していく必要があるものと考えております。

今後も地方税法の減免に関する法令等に則り、公正な判断のもと、承認、不承認を行うよう努めてまいりますので、規則全体を見直す考えはございません。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 1問目について伺います。

インボイスが今のところ特別会計の簡易水道、それから下水道、合併処理浄化槽、そちらの方には課税の登録を求めないというふうなことなんですか。課税を、当然、これ課税、入札の場合でも課税を、登録を求めないとできないのではないかと。そして、これをやらないと町の財政が、消費税がアップするのではないかと思うんですけども、ちょっとさっきの答弁では分かりにくいので、もう一度こちら辺お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） 見上議員のご質問にお答えします。

特別会計、こう何点かお話しましたが、見上議員が心配されてるのは小規模免税事業者ということだと思います。基本は、小規模でないところはやはり登録してもらんですけども、ここまで小規模もこの入札に関しては登録させていかなきゃいけないかというところじゃなくて、登録しなくても入札制度には参加していただけますので締め出しにはならないと、こういう説明でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 引き続きインボイスのことでお尋ねします。

やはり診療所と、それから財産区の方にもこの影響が出てくるということですけども、具体的にはどういう形で、やっぱり取引業者、診療所に入出入りする100万円以下の

業者についても全てこうインボイスをお願いするという形になるのか。どういうふうになるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理人。

○町長職務代理人（日沼一之君） 基本的に、先ほどお話しした診療所とか特別会計のところ、入るところと入らないところがあります。入らないところは、まず後期高齢者とかね、国保税の関係は入らないんですけども、今、診療所の場合の影響ということですが、やはりそこ自体はそれをやることによって公平性が保てるんですけども、やはり取扱業者、小規模なところがどうなのかっていう問題は、やっぱりリスクゼロではないと考えています。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） やはりこれはちょっと、診療所とか財産区とか、そこに出入りする、まあ財産区だったらどういうふうな業者になるのか、例えば伐採業者とか、それから土地改良区じゃないですけども、そういうところが影響して税金がお互い双方ちょっと高く取られる。まして診療所の場合は、大きい器具、1,000万円以上の器具を扱うとかだったらいいんですけども、小口の小さいところの業者もこの制度に当てはまるのかなということで心配です。

まあ来年の10月から実施されるんですけども、そこら辺のところはこれからどのように考えるか、ちょっと継続して伺っていきたいと思います。

シルバー人材センターについては、今、国の方でも動いて、この前、魁新聞にもシルバー人材センター何とかしなければならないということの記事が載ってましたけれども、結局、シルバー人材センターが当然1,000万円以上の売上げもありますし、特別会計と同じような事業主になりますので、影響が出るんですけども、会員が古いホームページですと63人、会員が、まあ半分くらい減ってるか分からないんですけども、その人たちにもインボイスを求めるということで、インボイスを求めれば会員の人たちも消費税相当分、税額、全部消費税扱いの税金が取られるということになりますけれども、そういうことが今非常に危惧されていることなんですけども、町でも当然委託してるものがいっぱいありますよね。もうかなりの、10項目以上くらいのものが委託してると思うんですけども、これらに対する影響はまだ考えてないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問、シルバー人材センターに関連するご心配ですけれども、おっしゃるとおり、シルバー人材センター、まず県のシルバー人材センター、これ主にここ関係している取扱いは、今でも消費税と本体とこう分離して請求になりますので、ここは影響ございません。ただ町としてのシルバーの方々、社協ですね、ここはやはり全く影響ないということはないと思いますけれども、仕事の内容が個人個人での要望、これにも大変お応えしているということなので、その辺はフィフティー・フィフティーでしょうけれども、今のところ社協に伺っても、まず大丈夫というご返事なので、その辺のあたりは今後もやっぱり注視していかなくちゃいけないことだと思っております。

今はまだその辺までしかお答えできないところ、ご了承願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 1問目の質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の質問どうぞ。

○8番（見上政子さん） じゃあ2つ目の高齢者、障がい者、難病支援について伺います。

説明がありましたけれども、やはり町単独としてですね、もう少し考えた方が、考えてもらった方がいいんでないかなと思うんです。障がい者が本当、精神障がい者も本当に当町はすごく多くて、障害者手当をもらってる人もいますし、全く無年金の人もいます。で、無年金の人は一生懸命職を探して、高学歴でありながらなかなか職に就けなく、一生懸命頑張ってもやっぱり長くて1年で折れてしまう。で、それを自分で調整しながら調整しながら次の仕事に取り組んでいるという、一生懸命頑張ってもなかなかやはり生活するのが大変、自立していくのが大変という方々です。その人たちのためにですね、県ではいろんな手当が出されてるのは伺いましたけれども、まずグループホームの入所型、これもねむの木学園ではなく、ねむの木でつくった東能代に施設ができましたけれども、それを利用する人もいます。で、やはりお金がかかるんですよ、利用するのに。1割負担になるんですけれども、大変やはり良かったっていう感想があります。何回か利用して。やっぱり親から離れて、こういうを利用して良かった、時々やっぱり利用したいということがあります。そういう背中を押すためにもですね、練習させる、自立するための練習する。それから、一生懸命仕事を探して、親から離れたいという希望でア

パートで暮らしたけども、やっぱりアパート代が高い、こういう人もいます。そういう意味で、町でももう少し押してもらえないかなっていうことですね。で、この前の視察で私も本当に目から鱗でしたけれども、手当っているいろんな仕方があるんだなっていうことが本当つくづく感じました。本当に財政的には少額です。何人もいませんので。ここに目を向けて、障がい者を大事にしてるんだ。で、障がい者も能代に行かなくても八峰町でやっていけるんだっていう、こういうふうな推し進めるためにもですね、是非、詳しく金額まで書きましたけれども、この金額もやはり箕輪村のものをそのまま参考にしました。こういうことができるんだなということを改めて感じましたので、是非今後の政策に生かしていただきたいと思いますが、一言お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

本当に今回の視察で長野県の南箕輪村ですか、そういうところの視察、後でまたお話伺えるとは思いますが、そういうところから障がい者の皆さんの自立、そして安心して暮らせるという、そういう一つの政策が非常に感動されたということですので、当町も、先ほどお話しさせていただいたように地域生活支援拠点がようやくスタートいたしました。それが全て100%ではないと私も思っています。ただ、今スタートしたところで、できるだけこういう方々が親亡き後も含めて自立も含めて安心して暮らせるというところを目指しておりますので、そういうところの漏れがないか、また、そういう相談の中でもね、どうしても救えない方がいるのかということも当然出てくるかと思っておりますので、そういう国・県の制度を含めてまた包めない部分、町としてどうなのかということも常に問うていくべきことだと考えておりますので、今後ともどうぞよろしく願いしたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 障がい者の方がいろんなところを利用するにしても、全てお金がかかるんです。宿泊もそうですし、グループホームに入るにしても、正確な金額は分かりませんが、5・6万、生活保護と同等の金額が多分そこに投じられるのではないかと思います。本当ぎりぎりの生活をしてる中で、受ければ受けるほどやはり自分たちの、その何ていうかな、負担もそこに生まれる、生活に余裕がない、そういう意味ですね、これからせっかくグループホームというか宿泊型が八峰町でも今利用してます。

そこに何らかの支援をしてやるとか、それから石川の方にも行くに当たって、障がい者は交通費が無料になる、デマンド型も利用できるという、こういう具体的な、つくったものの、それだけではいいっていうのではなくて、それからまた利用しやすいような具体的な支援というものをこれから考えてもらいたいと思います。答弁は要りません。

これで2問目の質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） 続けて3問目お願いします。

○8番（見上政子さん） 3問目の質問に行きます。

説明がありました。このまま八峰町はこれを続けていく。これに同意書の提出は問題ない。家族全員の預貯金調べは問題ないということですがけれども、担税力の人と、それから当該国保税の人、例えば世帯主と、それから国保を受けてるじいさん、ばあさん、この2人については、質問権と検査権はあるんです。例えば国保のあれを送られていく時は、世帯主に送られてきますよね。世帯主に。だからその世帯主が会社員だったり、まあいろんな方が公務員だったりしているかもしれません。で、じいさん、ばあさんが農業収入があって扶養にできない、そういう場合は国保税に入ります。で、その2人の調査をするのは、それは当然調査はします、それは。担税力があるのかどうなのか。ただ、それ以外ですね世帯全て、生計を一にするという、その生計を一にということは、家族全員、赤ちゃんから小学生の、それからお年玉の預貯金、家族全員の預貯金調べということになるんですよ。それができるのかどうなのか。再度伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

世帯主以外、生計を一にする方々の全員の同意が必要なのかどうかというご質問ですが、一言で言えば必要ということで、これはなぜかという、やはり子どもさん方はね収入はないんですけども、収入のある方全員の状況を確認しないと、やはり担税力があるかないか、これの公平・公正さが欠けます。だからそれを確認するためをお願いしていることをごさいます。したがいまして、これは必要と、こういう判断して町での規則で定められているという考えでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今、私が例に出したのは、会社員とか公務員とかそういう人たちには、おじいさん、おばあさんの国保税が払えない状態であれば、それは補助はまあ

出してやるよということではできると思います。ただやはり減免申請を出す人たちというのは、家族全体がもう大変な状態になって、滞納額も増えて、資格証明書、短期証明書を繰り返していくこの中で、息子がようやくどっかの会社に、土方でも何でも息子がようやく働き始めた。で、娘もようやく社会人になったっていう時に、そちらは協会けんぽに入ってますよね。で、そういう時に、その世帯主、父親が国保税滞納、滞納額も多くて、なかなか今までの貧困生活から脱しなかったけれども、何とか目処がついてきたというこういう時に、その息子の預貯金調べ、息子の預貯金調べもあるんですよ。で、奥さんの預貯金、ほとんどもうないんですけれども、あれば払いますので、ないんですけれども、こういうふうなことまでして、それでやらなくちゃいけないのか。で、もしこれを拒否して同意書を出さないとすれば、減免申請できませんか。もう一回お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理人。

○町長職務代理人（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

何回も、昨年9月ですか、議会でも同じようなご質問で、前町長答弁されています。ほとんど回答は同じなんですけども、やはり先ほどから申し述べておりますように、原理原則、やはり公平・公正な担税力の確認というところで、審査となりますと、やはりその確認するものがないと審査ならないんですね。

で、先ほど、ちょっとそれなんですけども、見上さんが北秋田市の裁判事例も出ましたけども、あれは中身を見ますと、やっぱりその確認できないものを不承認としたことに問題があったんですね。だからそこは先ほど同意がなければどうなのか、申請できないのかっていうことなんですけども、やはりその確認するものがある初めて審査できます。ですから、もし拒否された場合は、審査できないんです。その意向もきちんと規則に定められております。その場合は、やはり熱心にその趣旨をご理解していただくように、担当の方では丁寧に説明して、それで不承認にということにはならないんですね。ただそこら辺、北秋田市は不承認にしちゃったので、裁判の中ではそれは駄目ですよと、こうなったわけで、手続きの問題というかね、そのやはりこういう権限行使のためには、あくまでも本人の同意を得て、丁寧に説明して理解をしていただくということが必要だと思っておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 減免申請出すのは、貧困家庭がにっちもさっちもいなくなつて減免申請を出します。そこで一生懸命、家族が倒壊しないように若い人たちも一生懸命頑張って働いて、で、まあその若い人たちが結婚してお年玉を子どもがもらった。当然、預金をします。そういうことにまで調べるのか。

で、この北秋田市っていうのは、八峰町と全く同じ内容で規則ができてたんです。全く同じで。で、これで家族全員、まあ農家の人ですけれども、全員のを調べたらとても国保税を払える状況ではなかったということだったんですけども、裁判所で結局、市が負けました。裁判記録にも同意書の提出というのは本当におかしいものであるということを書かれていますけれども、もしこれですとね、また誰かが減免申請で不服申請で裁判を起こした場合、当町が訴えられることとなります。その覚悟はおありなんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理人。

○町長職務代理人（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

同じような答弁になるんですけども、決してね、その困った方が税金納めれないところを納めろと、こういうようなことじゃないんです。だから、まあ当町の場合、ここ3年で21件ぐらいですか、平均7件ぐらいの申請があります。それで不承認も数%はあるんですけども、大方はちゃんと認められます。で、おかげさまで同意・不同意というものもなく、皆さん同意していただいて出してもらっています。だから審査できるんです。

先ほど北秋田市の裁判のことをお話してますけども、これ、私が確認させていただいた限り、先ほどもお話ししましたけども、同意がない、これで不承認にした、ここが問題なんですね。だからそれは審査できないっていうことでいなくなっちゃいけなかったんです。だから当町はまずそういう事例ないんですけども、もしあればね、やはりそれは不承認じゃなくて、あくまでも同意していただくように、やっぱり適切な担税力の有無を確認するためにどうぞご理解くださいと、こういう丁寧な説明で今までは1件の不同意もなくここまで来ているということですので、その趣旨を八峰町だけ特別ということではないと考えてますので、どうぞそこをご理解いただきたいと思います。

決して納められない人を納めれというような趣旨でやってることじゃなくて、そういう申請者が困った方々を適切に判断して減免してあげるといふのをやっぱりここでやることですので、その確認ができないようなことは、やっぱり町としてはできなと。それで規則を定めております。ご理解ください。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先ほどから言ってますけれども、調査権っていうのは、世帯主と、その若い人だったら若い人の世帯主と、それから国保の世帯主の2人については調べることができるんですけども、家族、奥さんとか孫、こういう人たちまでは調査することはできないということの裁判事例が出てます。で、これをもしね、やることに、減免申請7件あったってはいわれますけれども、全てやっぱり同意書出さないと減免申請してもらえないんですよ。その場でね、やりとりして、いや出さない、じゃあ受けない、じゃあ出さないっていう、孫の通帳まで調べられれば困る、へばやめるとか、それから、出さないと減免はもらえないというふうなやりとりは、なかなかね役場の中ではやっぱりできないんですよ。出してくださいといわれれば、それはやはり何としても困ってる状態を出すので、余裕があって出すのではない。今、国保が資格証明書になるか、短期証明書になるかの境目ですので、そういう意味でやってるのでありまして、これから変わらないということであれば本当に困ります。

このことから、各市町村は規則とか同意書を求めないというのが各市町村に広がりました。で、訂正してるところもあるし、中にはそのままになってるところもあると思うんですが、北秋田市も八峰町と同じような事例でしたけども、こういう結果になりましたので、そこら辺はよくこれからもご配慮いただいて、減免申請、資格証明書、それから短期証明書、少なく、資格証明書はなくなるように努力していただきたいと思いますので、これで質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで8番議員の一般質問を終了します。

休憩します。11時5分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

.....
午前11時05分 再開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開します。

次に、9番議員の一般質問を許します。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 森田町長が今月の10日に志を半ばにしてご逝去されました。謹んで哀悼の意を捧げるものであります。また、日沼職務代理者、そして数名の幹部職員がコロナ感染によって大変難儀をされたようであります。心からお見舞いを申し上げます。どうかあまり無理をしないので、この職務に当たっていただきたいというふうに思いま

す。

それでは、議席番号9番の須藤正人でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

新年度予算編成方針と、副町長が町長に出馬する意欲があるのかどうか、これについてお伺いをしたいと思います。

12月に入りますと新年度の予算査定が行われるわけでありますが、町長が不在、そして幹部職員がコロナ感染ということで、この作業も非常に遅れているのではないかとというふうに心配をしております。

新年度は様々な課題が残されております。道の駅の移転の問題、さきの議会では過疎地域持続可能発展計画、その追加提案が示されて可決されましたが、ハードな事業がたくさん残っております。

道の駅では、来年の3月、もう概算の予算査定に入るという計画を持っているようであります。しかし、私から言わせると、そんなに急いでどこへ行くという思いではありません。もう少しじっくりと検討に検討を重ね、慎重にこの移転問題、移転建設を進めていく必要があるというふうに思っております。各全国各地域のテーマパーク、また道の駅が予算を大きくかけた割には誘客が結びつかなかったというケースが多々あるわけあります。ハタハタ館と道の駅の相乗効果を生むためには、この計画を本当にお客さんがたくさん来てくれる、そういう慎重な対応が必要ではないかというふうに思います。絶対に急ぎすぎではなりません。議会とも十分議論をして進めていく必要があると思えます。確かにプロポーザルでコンサルタントが選定されました。そのまんまの計画で進めていくのではなくて、肉付けをするところは肉付けをして、削るところは削減する、そんな形の、いろんな方の意見も聞く、そういう進め方をさせていただきたいというふうに思うわけあります。

合併の優遇措置がなくなった今、八峰町の新年度予算を組むためには5億円の財政調整基金を取り崩さないで新年度予算が組めない、そういう状態が数年続いております。そんな中で、やはり予算執行に当たっては十分に検討を重ねていく、慎重に対応していく、その姿勢が必要であります。

群馬県の川場村、5,000人程度の小さな村であります。その道の駅を視察してまいりました。川場田園プラザという道の駅であります。農産物のその販売等には、買い物かごを持ったお客さんがごった返してありました。かごとかごがぶつかるぐらいの人があ

りました。隣の土産品店にはレジに長い列が続いておりました。レストランも食堂も満杯でありました。我々に説明をしてくれた理事の方が「正にこの道の駅には川場村の全てがもう入り込んでいる。この道の駅が川場村なんですよ。」というような説明がありました。農産物の集合体、食の集合体、それがこの道の駅田園プラザにありました。高速を降りて30分ほどの、正に田園が広がる本当の田舎であります。そこにこんなに多くの、平日です、こんなに多くの人に来てくれている。それにはやはり、この道の駅で1日過ごすことができる。子どもを遊ばせることができる。そして食を楽しむことができる。買い物ができる。そういう道の駅でありました。これはまた報告会の中で皆さんに詳しく説明をしたいと思いますが、そういう道の駅、ハタハタ館とその新しい道の駅が一体となった、そして多くの人がここに来てくれる、そういう道の駅をつくるためには、じっくりとやはり研究し、そしてどうしたらこの駅に人が来てくれるのかということの研究を進めていかなければならないと思います。

3月の概算予算査定は性急であります。早すぎます。もうすぐ3月です。我々にもその基本計画がまだしっかりと示されておられません。話し合いも行っておりません。そんな中で、もう概算予算を組んでいく。それは少し、職務代理者、早すぎるんじゃないでしょうか。もうちょっとゆっくりいきましょよ。大事なんですから、これが。八峰町の観光にとって本当に大事な大きな事業であります。お金も多分かかるでしょう。そのためには、やっぱり議会とも、そして町の各団体とも意見を交わしながら綿密な計画を立てていく、それが必要であります。どうかあまり焦らずに、ゆっくりと、綿密に、この計画を練っていきましょう。そして、人がこの道の駅にあふれるような、そういう道の駅をつかっていきたいというふうに思います。その私が今言った話をした、それを踏まえた上で、今後のこの計画の展開をお伺いするものであります。

そして、日沼副町長は森田町長の腹心として4年あまり支えてまいりました。森田町長の思い、それを継承するために、後継として次の町長に出馬をするその気概があるのかどうか。もう3週間ほどで告示となります。まだ誰も表明をしておりません。副町長に出馬してほしいという声もあります。今、3週間しかないこの時期において、副町長の率直な出たい、出ませんというはっきりした表明をお伺いしたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代

理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、道の駅はちもり移転を含む、御所の台エリア再構築構想についてお答えいたします。

構想策定につきましては、7月25日にプロポーザルの公募を始め、10月17日に企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたしました。最優秀提案者に選定されたのは国際航業株式会社秋田営業所で、現在は契約を締結し、現地調査が行われております。今後は、既存施設関係者の意向把握のためのヒアリングの実施や懇談会メンバー等との協議を予定しているほか、ある程度整備イメージが示された時点で、議会の皆様にも説明する場を設けたいと考えております。このように再構築計画を策定する際においても、様々な方々からご意見を伺う機会を設けることとしております。

また、今後の展開といたしましては、策定した構想を基本に、まずは道の駅はちもりの移転作業を進めることとなります。事業実施に当たっては、エリア関係者や議会の皆様と連携・協議しながら、御所の台エリアの再構築が町全体の観光や商工業の振興に繋がられるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、「町長不在の中、通年予算か、骨格予算で行うのか。」についてお答えいたします。

令和5年度当初予算の編成については、編成作業に先駆けて、森田町長が不在の中ではありましたが、主要事業ヒアリングを行い、「事業予算の3年見直し」のルールに基づいて事業の必要性や効果などを検討し、新規事業や判断しにくい継続事業については、森田町長の指示を仰ぎ、通常予算を編成することとしていました。

基本方針としましては、町が策定した「第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく産業振興や定住・移住対策、少子化対策に向けた取り組みを推進し、町の羅針盤である「第2次八峰町総合振興計画」の構想・計画に基づいた事業を着実に実行することで、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」の実現を図るため、継続性のあるものについては計上する予算編成としています。

「通年予算か、骨格予算で行くのか。」という点については、通年予算に近い形と考えています。

しかしながら、1月9日に町長選挙が行われ、新しい町長が誕生することとなります。新たな町長がどのようなことを公約に掲げるかについては未知数ではありますが、すぐ

に予算化できるものは肉付けし、事業内容の検討や積算等に時間を有するものについては、新年度に入ってから補正予算を計上することで対応するところになるものと考えています。

3点目の「4年半、森田町長を支えてきた流れから、後継として出馬する意欲について」の質問でございますが、現在、これまで支えてきた森田町政を、新しい体制にスムーズに引き継いでいただけるように全力を注いでいるところであります。

したがって、私自身、今この時期に来て、正直、出馬については白紙の状態です。今はここのお答えでとどめたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 9番議員、再質問ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 通年予算に近い予算編成方針だというお話でありました。そのことからすると、副町長がそれを継承して継いでいくというような気持ちが心の奥底にあるのではないかと。だから骨格予算ではなくて通年予算を組んで進めていく。そして足りないものを補正予算で補っていくというように聞こえました。

しかし、副町長は今、白紙であると。あと3週間のこの中で白紙ということは、今、本当に分からなくなりました。通年予算を組む。そして自分は白紙だと。いやあ、1月の9日に新町長が決まる。それから通年予算に入ってもいいようなものですが、もうこれからはずっと通年予算の方向で進んでいくということでもあります。もう一回、そういうお気持ちが、出馬をする、そのお気持ちはないのかどうか。もう一回お伺いしたいと思います。

それとですね、道の駅移転の問題。いろいろな人の話を聞く。今、そう申しました。しかし、概算予算というのは、形がまだ今ないのに3月までに概算予算というのは出るんですかね。これからいろいろな団体、いろいろな人、議会、話し合っていくんですよね。3月に概算予算の査定に入る。その計画ですよ、この前の全協の説明で。早すぎるんじゃないですか。これをみんな早すぎて駄目になった施設が八峰町にも結構あるんです。農林水産物処理加工施設、これは議会にさほど相談しないで、もうどんどん進めていきました。閉鎖しました。ハタハタ館に併設している産直の施設。計画どおりにはいかなくて、年々売上げが落ちております。それを、あの施設も議会にそれほど説明もなくて、もうどんどん、合併して間もなくでありましたから、もうどんどん進めていった。その結果が今の状態であります。急ぐと駄目なんです。で、議会のいろいろな意見を出して反対意見もあった。そういう事業というのは、案外駄目になるんです。ですから、こ

これは本当にゆっくりみんなの意見を聞く。そして進めていく。そうでないと、また失敗してしまいます。大きなお金をかけた。人が来ない。こんなハタハタ館では駄目なんです。ハタハタ館でなくて道の駅では駄目なんです。本当にハタハタ館と道の駅が一体となって相乗効果を生み出して、ハタハタ館の経営も上向きになる、そういうような道の駅をつくっていかなければならないというふうに思います。副町長、もう一度お願いします。

○議長（皆川鉄也君） 9番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えします。

まず一つは、この予算のあり方ですね。これは先ほどの説明させていただきましたけれども、私と森田町長が引き継いだ時も通年予算でした。そこを精査しながら町長の新しい公約を次の補正、これからスタートいたしました。まあそういうところで、実はこの予算、主要事業等は森田町長とやりとりしてるんです、今回。だからそういう思いを込めて、まさか途中でね、こういうような事態になるとは想定してない。こういうことを進めていきたい、こういうことをやるべき、そこはもうちょっと考えさせてほしい、こういうところでとどまったところなんです。ですから、それはやっぱり継承して、今までもいろんな方々からご意見をいただいた継続的な政策でございますので、それは引き継いでいけるだろうと。まあどなたになるか分かりませんよ。だからそういうことで通年という考え方です。

それで、まあ最終的に一番大きな問題、出馬の気持ちっていうことですが、やはり4年半近く森田町長支えてきて、どれだけこの重いものを背負っているかというのは私も十分分かります。やっぱりこの今のね情勢の中で、高い志と強靱な体力、気力、これが果たして私の今現在の中にどうなのかっていう問いを本当毎日のように悩んでいます。だからそこはね苦しんでもがいてはいます。だからそのことはしっかりしなくちゃいけないという思いも十分あるんですけども、その辺の闘いを今も実は本当に悩み悩んでるということでございますので、本当に申し訳ないんですけども、今の時点でどうなのかって伺われても、先ほど言った責任という、町長っていう重さを考えた場合に、今の自分の年齢、これからのことというのは、今の健康状態とか自分の置かれた状態、これ自分にしか分からないです。大変申し訳ないですけども、いろんな声をいただいて本当にこの上ない光栄なこともございますけども、そういうことに応えていくというのは

非常に重いことなので、そこを考えた場合に、そうね、今こうだああだというのは、本当この果てで本当まだぐらついているという自体が自分でも問題だなという思いではいまずので、本当に申し訳ありませんが、そこにとどめさせていただいたということでございます。

あと、道の駅移転、これにつきましては、須藤議員おっしゃるとおりでね、まず森田町長も、まずは道の駅の移転、これを一点に考えながら、あとはじっくり提案されたものが果たしてどう生かせるのかということに関係者の皆さんとよく話し合いしながら、年次で進めていければなど、こういう基本的な考えでございましたので、それはしっかり踏襲して、そのとおりだと思います。まして、また急いではいいものはできないので、これはその骨格となる道の駅の移転というのはまず必要だという前町長の認識でしたので、そこを主体に考えた計画だということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで9番議員の一般質問を終了いたします。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 一般質問の前に、森田町長のご逝去を悼み、森田町長が生前に残されました数多くの業績と気骨ある気高き精神を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、議席番号11番山本であります。通告に基づき、一般質問いたします。

東日本大震災以降、自然エネルギーが再評価され、国の再生可能エネルギーの固定買取制度であるFIT政策、固定価格買取制度であります、により、全国で多くの太陽光発電設備が設置されており、太陽光発電については、クリーンエネルギーという利点に対し、景観の損傷、あるいは土砂流出や事業完了後の不法投棄など問題視されております。固定価格買取期間終了に伴う売電価格の下落により事業継続が困難となることで、設備の放置や不法投棄が今後懸念されているところであります。

太陽光発電の固定買取価格には、設備の適正な処理を促すために廃棄の費用も含まれた価格となっておりますが、廃棄に備えた積み立ての実施率が低調であるため、国では平成30年に積み立てを義務化したところであります。しかし、積み立ての水準や時期については、事業者任せられているに過ぎません。

こうした状況にある現在、当町の本館地区に3町歩ほどの面積の中に30程度区画の太陽光発電設備が設置されております。現地に設置のパネルで確認してみますと、発電事業者は個人で、保守点検は福岡市にあるエンバイロメント・プロダクト・カンパニーという会社が行うとあります。要は、この会社が投資対象として個人に発電設備を販売し、販売益と保守点検等で利益を得ようとする会社であって、仮に施設のトラブル等があった撤去しなければならない事態に至った時には、会社の責任ではなく、パネルに記載されている発電事業者である個人であることは明白であります。そして、その事業者が廃業あるいは対応しない場合には、そこと契約している土地所有者たる町民に撤去の義務が生じる事態が危惧されます。このことから、町として太陽光発電設備に対しての当局の対応を問うものです。

1つに、町における太陽光パネルの設置面積・事業所数・設置場所。

2つに、近隣住民とのトラブルの状況。

3に、土砂・地すべり等の災害の危険性。

4、設置事業者の倒産による行政対応。

5つに、太陽光発電施設に関する条例制定の考えは。

次に、職員間の政策事業の認知・共有について。

本来ですと森田町長に問う質問であったのですが、今となつては残念ながらその真意は分からないままとなってしまいました。副町長として4年間共に進めてきた町の運営に関わってきた日沼職務代理に、今までの4年間を振り返って、事業の進め方の過程を問うものです。

行政協力員会議による要望や、議員等の提案による町単独事業の実施が町の独自性を象徴し、他の自治体、あるいは他の市町村民から注目を浴びることで町の関心が高まり、移住・定住に繋がると私は考えております。

私は初当選から様々な提案をしてきましたが、去る9月議会の菊地議員の質問「職員の発想力を高めるための機会の創出」の質問に対し、森田町長は「役場職員の政策立案、提言等の場、機会を設けることについては必要ない。」と断じられた答弁が信じられない思いであります。私は、少なくとも行政事務を執行する職員は、新規事業に取りかかる事業の詳細を認知し、事業内容を共有しているからこそ、その対応をできるものと町民は職員を捉えているはずであります。町民からすれば、担当が違うから分からないという言い訳は受け入れがたいものだと、こう考えます。

最近の事例として、新規事業の内容が担当、担当課と執行部だけで進められ、他の課長は知らないということがあるのではないのでしょうか。課長会議での事業内容は共有されているのか。事業遂行に際してのプロセスを問うものであります。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前11時40分 休憩

.....
午前11時40分 再開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り本会議を再開します。

ただいまの一般質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） 山本議員のご質問にお答えします。

はじめに、「太陽光発電施設」についてお答えします。

1点目の「町における太陽光パネルの設置面積・事業所数・設置場所は。」についてであります。町が設置したものについては、設置面積が1,019.26㎡、設置場所は役場庁舎及び八森体育館、八峰中学校、八森小学校、峰浜小学校、旧埴川小学校、おらほの館の7カ所に設置しています。

民間事業者が設置したものについては、令和元年12月に策定した「八峰町再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続きガイドライン」に基づき、令和元年12月以降に届け出されたものについては、設置面積が3万2492.74平米、事業所数は2事業所、設置場所は旧八森小学校のグラウンドと本館地区中島の2カ所に設置されています。

令和元年12月以前に設置されたものについては、設置面積については把握できておりませんが、法人6社と個人2名が所有者となり、八森浜田に2カ所、八森古屋敷に1カ所、水沢カッチキ台に3カ所、峰浜沼田に1カ所、峰浜石川の大野に2カ所、合わせて9カ所に設置されていることを把握しております。

2点目の「近隣住民とのトラブルの状況は。」についてであります。これまで、トラブルや苦情などといった報告は受けておりません。

3点目の「土砂・地すべり等の災害の危険性は。」についてであります。町が把握している太陽光発電施設の設置場所については、土砂災害計画区域にいずれも指定されておきませんので、土砂・地すべり等の災害の危険性は低いものと考えています。

4点目の「設置事業者の倒産による行政対応は。」についてであります。町と賃貸

借契約を締結している土地に設置された設備については、事業者が倒産した場合、破産管財人が置かれますので、対応については破産管財人と協議することになると考えています。

また、個人の土地に設置しているものについては、個人の財産に関する問題ですので、原則は個人で対応していただく必要があるものと考えています。

5点目の「太陽光発電施設に関する条例制定の考え」についてであります。太陽光発電設備の許可等については、国が行うものであり、現段階では条例の制定までは必要ないものと考えています。

町といたしましては、どこで、誰が、どのようなことをしているのかを把握するとともに、事業者が遵守すべき事項を明らかにするため「八峰町再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続きガイドライン」を策定しており、当面は本ガイドラインを的確に運用することで対応してまいりたいと考えていますが、条例の制定につきましては、今後の動向を注視してまいりたいと考えています。

次に、職員間の政策事業の認知・共有についてお答えいたします。

地方公共団体の組織は、地方自治法で「明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。」とされております。また、その職務の執行に当たっては、地方公務員法で「法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」とされており、これらの規定が町の組織や職員における事務分担の考え方の基礎になっています。

1つ目の「新規事業の内容が担当、担当課と執行部だけで進められ、他の課長は知らないということがあるのではないか。」というご質問でございますが、毎年度、新年度予算編成時に作成している「予算説明資料」に、各課の新規事業についても記載していますので、全ての管理職員の間で「新規事業の概要」に関する情報共有はできているものと考えています。

2つ目の「課長会議での事業内容の共有はなされているのか。」というご質問ですが、事業の進捗の節目に当たる事項につきましては、相手方の事情に配慮が必要なケースなど特別な場合を除き、直近の課長会議で報告を行っております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） はじめに、太陽光パネルの設備の件ですけども、最初、企画の方の報告であれから言うとはですね、センチュリー・エナジーという東京の太陽光発電会社がここに作りたいたいという申し出があったというふうに、私は総務委員会の決算報告で知って分かりましたけども、その後、フィールコーポレーションというところにまた譲渡されたというか、話に移ったと。で、今回私が調べたところですね、エンバイロメント・プロダクトというカンパニーに今回移ってるわけですよ。まあここについては皆さんの資料があると思いますけども、それ出してやってほしいと思います。

現地に行くとはですねパネルがありまして、ここに発電事業者の住所と名前、それから電話番号が書いてあります。それと保守点検責任者ということで、先ほどのエンバイロメント・プロダクトという会社の名前とその連絡先が書いてあるということでもあります。で、このパネル、1区画、あれ1反歩あるのかどうかよく分かりませんが、まあ1反歩ごとにこう区切られておりまして、その下のところにある個々の名前が全部、まあ所有者というか事業者だわけですね。そういうふうになっております。で、この会社では、まあホームページ見ますとはですね、本館地区に14カ所ずつ販売しておりまして、都合何ぼなの、42区画を募集して既に完売してあるということでもあります。

で、問題はここからなんですがね。その会社はですねメンテナンスだけを行うのであってですね、もしこれが20年後にやめるといった場合に、本当に撤去してもらえるかどうかと。20年、私も生きていませんし、皆さんも大概はいない人が多いのではないかと。こういう心配の中にですね、これがまあ動いていると。この将来的に20年後の担保を本当に現状、町で個々の問題だからと突き放していいのでしょうか。まして、あそこは海側、崖であります。しかも排水設備もない。ただ雨降ればどっと水が流れる。そういうふうな、ただの原っぱに、まあ雑種地にパネルを設置してあるだけであります。そういうふうな状況で、本当にこれ、町が何ら心配もしないでですね事業管理者に任せてもいいのか。もし、事業管理だつて、おそらくほとんどが都会の人でありますから、知らないとなればですね、地元の土地所有者が責任を持って撤去することになるわけですね。そういうふうな問題を抱えているこういう状況を何として考えるのかということ、まずはじめに聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理人。

○町長職務代理人（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

非常に先行き心配されてるということで、20年後やめる場合、撤去してもらえるのかと。メンテだけ会社でやって、あと個人所有者がみんな負うんじゃないかと、こういうご心配でございますけども、これに関して町が全く関わらなくてよいかというところも入って今お話ししました。

率直に言いまして、先ほど今後の動向も注視するっていうお話ししたのは、原則やはりこれオーナー募ってっていうのは、今の二酸化炭素、ゼロカーボンですね、これと環境に配慮した再エネに関するこういう応募して、それに賛同した方がオーナーになったと、まずこういう運びです。ただ、実際役場としてその契約の内容まで全く把握できていけませんので、そういうことをこれから考えれば、先ほど議員が心配されたことですよ、全く関わらなくていいかっていうことになりますので、やはり今の流れとして、秋田県は全くないんですけども、全国では6件、条例制定されていると、まあ近くで調べてもらいました。市町村レベルでも、まあそうですね、200少しですか、206カ所ぐらいですか、条例があると。中身はまだしっかり確認できてないんですけども、そういう動きであることも確かなので、やはりそういうところも含めて、ガイドラインだけで負いきれない部分、そういう心配な部分も確認できて、その後処理まで指導できるのか、その辺をしっかりと研究させていただきたいと思います。

あと、先ほど急傾斜地外だということなので、そこは最初の条件としてクリアしてるんですが、このとおり予想外の災害もあり得ることで、そこは全くゼロではないので、その辺も含めて条例、それからガイドライン、今現在はガイドラインですけども、どこまで指導できるかという問題もありますけども、不足な部分はそういう研究をしながら、条例のこともしっかりと頭に入れて向かいたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 問題はですね、あの施設が撤去ならなかった場合、地元の土地所有者へかかってくるわけですね。ですから、その辺を十分理解しててそういう土地貸しをしたのかどうか、そこが問題なんです。ですから、やはり全く関与しないっていう話ではないと言いますけども、やはりその辺は重々土地所有者に理解もさせると。将来的には自らが責任持たなければならぬんだよということをちゃんと理解させておく必要があると思うわけですよ。

それと、たまたまあそこを今回、何だ、急傾斜地じゃない、景観上問題があまりない感じなのでいいんですが、よそではですね、太陽光発電パネルが景観を著しく壊す、そ

れから土砂災害の誘発を招く、そういうふうなことで反対してるとこいっぱいあるわけですね。それが個々の対応だからといってですね放っておくとですね、ほかの場所、例えば横間でも岩館でもですね急傾斜地を切り開いて個人の山につくるとしたら、そういうふうなこともあり得るわけですね、今後。だからやはり対応っていうものはしっかり決めておく必要がある。まあそれが条例とすれば一番いいわけですけども、そこまで行かなくても町の基本的な考え、そういうふうなものは必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理人。

○町長職務代理人（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

先ほどもお答えさせていただきましたけども、契約内容とかその中身まではね確認できていないという事実もあります。そういうことも含めながら、もしそういう住民がね困ったこと発生、そういう相談にはいつでも窓口はありますので、是非そういう最悪にならない前にご相談してほしいと思っています。そういう場合は、町としてどこまでできるのか、まず不透明なところもありますけども、できる限りそういう心配のないような方向で問題解決できる糸口をつかんでいくような指導とかそういうのはできると思いますので、現段階の話ですけどもね。そういうお答えをしていきたいと思っています。

あと、条例は先ほど言ったように、周辺でもこの再生可能エネルギーという全体の問題でだいぶ広がりを見せておりますので、やっぱりそういうのを普及すればするほど様々な問題も起きると、こういう流れでございますので、ガイドラインを含めて条例の方も研究させていただきたいと、また再度お伝えしておきたいと思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 1問目については、今後そういうふうな形で、10年がそういう状況にならないように、まして町では将来的に住民がほっといた場合、町で撤去することになりかねないわけですね。そういうふうな危惧があるので、今後また重々相談してもらいたいと思います。

次にですね、職員間の問題ですけども、共有問題。先ほど私、菊地議員の答弁に対しての町長の答弁、職務代理人としてどう考えますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理人。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

先般、菊地議員からもね、職員の様々な力を引き出して、やっぱりそういうところからいろんな政策を展開していくべきと、こういうご質問であったわけですが、それに対し森田町長が「それは考えてない。」という話であったようですけども、実際そうはいつでも、実際としてはやってるんですね。例えば、この巡回バスにしても、やはり町内でプロジェクトチームを各年齢層から募って、十分もんだ上で会議の方に持っていつてるんです。まあそういう事例もあって、全くそうでないということでは私はないということ考えております。

私自身、やはり職員を生かす、職員の力、これがやっぱり一番大きいと思っています。これをやれるかやれないかで、町の政策がきちっと進んでいくかっていうことにもなりますので、そこは職員の能力開発、それから力を出せる環境、こういうものにはしっかりやっていく必要があると認識してございます。そのほかにも、今の想像もしなかったねコロナのこういう状況の中で、全庁体制で取り組んで、みんな協力しながら力を合わせてやっている業務がたくさん出ています。だからそういう面では、まあ以前はどうか分からないですけども、かなり共有、協力、職員の能力を生かすと、こういうことにはなってきたと思います。

ただ、細かいことを言えば、おそらくまだまだ小さいこと、山本議員は知っていらっしゃると思います。だからそれはね、やはり否めないと思っています。だからいくらかいろんなことに配慮しても、まだ100%というわけにはいかないんですけども、徐々にそういう芽が膨らんできて、各役場庁舎内の情報共有、そしてまた連携のある担当課が協力しながらやると、こういう基本は変わらないので、そうしていけるような配慮も我々がしっかりみていかないといけないと思っていますので、決してそれを否定するものではありませんので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今の職務代理の答弁はですね、まあ理想的に近い話であります。なぜ前町長があんだけのことを言ったのか、職員を信用してないということに尽きるわけですよ、私から見ると。議員の皆さんも全員そう思ったはずなんです、時点で。私は、やはり職員の皆さんが一つの事業、一つの問題を抱えたら、それは全員で共有して、町民はですね、課長であれヒラであれ、役場職員に対しては全部同じなんです。何でも分かるのが職員なんです。何でも分かってもらわないと、答弁してもらえないのが職員な

はずなんです。ですから私は、事業を進める中身、それからいろんな、まあ仕事の中身を問われても全員が分かるように、まして一番幹部たる課長クラスがですね、それを分かってないと困るわけですね。だからそういう意味で、仕事の中身の認知、そういうふうなものは課長クラスで全部共有してもらわないと困るということだわけですよ。

で、特に今回の巡回バス、それからデマンドタクシー、あれは二、三の幹部に聞きますとですね分かってない人が何人かいました。だから私は聞いたんです。えーっと。やっぱり問題あるところはあるわけですよ。まあ最終的には決まっていますけども。いずれ修正するところは修正する。やっぱり課題があるところはみんなでも共有して、本当にこれでいいのかというふうな事後対応ということも共有しなければならないと私は思います。それについて、もう一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

今のお話にありましたように、そういう努力は今してきていますけども、それが全部できてるかっていけば、今、山本議員のおっしゃったとおりのところもあります。でもこれから目指すところは、やはり町民要望でもね各課いろいろ担当はあるわけですが、町民に言わせれば課と課じゃないんですよ。やっぱり役場なんですよ。そういう認識は管理職にしっかり私もお願いして、窓口はどこであっても、まず受け止めてくださいと。そうやった上で、どう解決できるか。まあこれでやっぱり努力するところが我々の役目だということは常々お話しさせていただいてます。かなりそういう面ではね土壌が醸成されてきたと見てますけども、これが全てではないので、やっぱりそれが完全にこっちで発信したことができているかどうかは、今みたいに別な部門もございまして、そういうきめ細かな、我々三役を含めて管理職は襟を正して、常にそういうことを確認しながらしっかり力を合わせて町民のために働くと、これを徹底してまいりたいと思いますので、どうぞこれからも気がついたことがあったらいつでもお話しいただければありがたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今の職務代理の答弁を期待してですね、町長に立候補をすることを私は期待して質問を終わりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了します。

休憩します。午後1時より再開いたします。

午後 0時06分 休憩

.....

午後 1時00分 再開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

日程第4、議案第96号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） 議案第96号についてご説明いたします。

議案第96号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第9号）。

令和4年度八峰町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,586万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6,923万7,000円とするものでございます。

令和4年12月16日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

このたびの補正予算につきましては、ハタハタ館の管理運営業務委託料及び特別委託料の追加補正でございます。

歳入歳出の補正理由につきましては、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら、歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

6・7ページをお開きください。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正の調整のため、1節財政調整基金繰入金2,586万7,000円の追加補正でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8・9ページをお開きください。

7款商工費についてご説明いたします。

1項商工費5目ハタハタ館管理費13節委託料につきましては、ハタハタ館管理運営業務委託料として2,166万7,000円を、ハタハタ館管理運営業務特別委託料として420万円の合わせて2,586万7,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。
1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） 先日、長いこと議員を務められた大先輩と会う機会がございました。で、このハタハタ館の指定管理料なんですけど、再三にわたって森田町長の時から議論してまいりましたが、そもそも指定管理料が低いということを議会の方に言ってこられたわけですが、その大先輩の話によると、入湯税相当指定管料にというのは、ハタハタの里観光株式会社の方から出た話だということです。ですから、それを議会に不満げに言うのは、もってのほかだと思います。この事実を職務代理者、担当課長はご存じだったのでしょうか。簡潔に知っていた、知らなかったでお答えください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1 番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えします。

簡潔に、知りませんでした。今の指定管理料を決めたこの要望ね、議会側を通してということであった、認識してあったんだけど、これはハタハタ館側から出た案で、それを今決まってる、こういう認識だそうですので、それについては私は知りませんでしたとお答えしたことであります。

○議長（皆川鉄也君） 山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） 入湯税相当額というのは、その当時、様々な市町村の方で第三セクター、温泉施設が建てられたわけです。その中で幾つかの施設の方で入湯税相当額というところで、町の方としてもその入湯税相当額という金額となったという話は聞いております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） 森田町長がご健在の時から何度か議論をしてまいりました。それで、この当局の言い分はこれまで、近隣町村の同様施設に比べてそもそも足りないと、同様施設並みに上げてほしいということ、森田町長の口からも聞きましたし、担当課長の口からも聞きました。私に言わせれば、これはおもちゃをねだる子どもと同じ発想であります。誰々君も買ってもらってるし、誰々君も買ってもらってから僕にも買ってよということあります。これを二つ返事で買い与える親はいるのでしょうか。

ここに東洋経済のオンラインという記事があります。これ、課長の皆さんも是非ネットで調べればすぐ出てきます。東洋経済オンライン「自治体が「三セク」で失敗を繰り返す3つの理由」が載ってるんです。これ3つも読んでると時間ないので、ちょっとかいつまんで。

役員には事業をしたことがない役所絡みの人が就き、事業計画はコンサルタントに外注。本来は責任を負うべきなのに、経営責任を持たない、あるいは事業をしたことのない人が行うことが大半です。そして潰してはいけない。潰すと大変だといったような話で、自治体がだらだらと救済策を講じ続けることです。こうした場合は、三セクの失敗は潰して終わりにならず、むしろ潰れかかってからの支援の方が高くつくことさえありますということです。今のハタハタ館の置かれてる現状が正にこれだと思っております。

再三、山本議員も私も言っているんですが、やはり常勤の役員がいなければ、たとえ道の駅が移転したとしてもですね、当初は珍しいから人来ますよ。続けてやっていくには、やはり常勤の役員が必要です。それなりの経営体制の見直しが必要だと思います。その経営体制の見直しも示さないで、指定管理料を大幅に上げてくれというのはどうかと思います。

そしてまず、現在、町長不在です。社長も不在です。そういう中でこういう多額の指定管理料のアップの議論ができると思いますか。職務代理者はどのように考えますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） まず、先日の全員協議会5日の日、コロナ感染で出席できなかったこと、深くお詫び申し上げます。

今の笠原議員のご質問ですけれども、この指定管理料の上げていただく理由として、まあ子どもに対するおねだりと同じだと、かなり厳しいご指摘です。そしてまた、この第三セクの考え方、ハタハタ館そのものだと。まあ役員不在、そして経営には不慣れ、役所の人間が関わると、そしてまた、計画は全てコンサル丸投げと、こういう非常に耳の痛いお話、ご意見いただいたわけですが、そういう中で経営体制、町長・社長不在でいいのかということですが、これは先ほど申し上げました、笠原議員からもお話しありましたように、森田町長、その問題点はよくよく承知しながら、ここ数回にわたり懇談会とか全員協議会とかでご説明させていただいてきております。

いろいろ、私も私なりにハタハタ館なぜこうなのかということで、実は森田町長にお

願いされて話を伺いにまいりました。そしてやっぱり売上げが伸ばせばいいっていうお話で、町長もそれを信じて頑張ってたんですが、結局それでも赤字だと。せばどうなのっていうことになったんですね。それでまず本当は町長一緒に行ってもらえば良かったんだけど、まあ私が行ったことになるんですが、やはり8人のそれぞれの責任者にお話を伺いました。皆さん非常にまず頑張って難儀してると。でも、どこに頑張ってるんですかと思ったら、やっぱり分からないっていう返答でした。率直に。それは、先ほど笠原議員がおっしゃった経営っていうそういう一つの目標がね、しっかりできてない。売上げが伸ばせば全て解決という考え方なんですね。だからそこは、まあ私に言わせれば、私も素人です。でもやっぱり収支っていうのは常にあって、売上げは、じゃあ経費は、必ずセットですよ。その辺ができてないと、大きく言えば。そして、まあ食品原価とか、まず私の知り得る範囲でね、そういうのはどうなのったら、まあ実態がああいう状態。そしてやっぱり温泉そのもの、80度熱い、うめる、水使う。水道料が莫大。でも油より高い水あるのっていう私の疑問であったが、まあそれは漏水もあったと。いろいろそういうのは見えてきたんですけども、そういうアドバイスしながらこれまできてますけども、やはりそういう経営っていうことに関すれば、確かに常勤の責任持ってしっかり経営を見る方、そしてまたもう一つ経理、これをしっかりやれる人でないと駄目だと思っています。それは今後の役員会にしっかり求めて話していかないとねって、山本課長もお話して、ハタハタ館にも話しております。

そういう途中でね、やっぱり森田町長がご逝去されたので非常に厳しいところではあるんですけども、でもやっぱり今の状況をこれからこの八峰町として総合観光施設として必要な施設だと、こういう認識でね、地域に与える影響も大きいと、ここはやはり町全体として必要なエリアであるという認識のもとでこれまで進めてまいりましたので、その辺のご理解をまずしていただきたいということ一つ。

で、指定管理料については、まあこの根拠が何だかっていうと、まずこの三セクの考え方というのは、まず指定管理料は全額を施設でもつところと、それから町で全部もつところ、そしてまた、その足りない部分を町でもって、あとは利用料とかね売上げとかでもつ、これが今のハタハタ館のスタイルです。その部分がじゃあどのぐらいがふさわしいのっていうことをいろいろやはりどうでもやるわけにはいかないのね、やっぱり担当の方でもしっかり周辺の事情と、そこのハタハタ館そのものの経費の中でどうあるべきかを割り出したのが今の数字ですので、その辺がまあいい悪いって言われればね、

こちらとしてはやっぱりそこは今立て直しに必要だと。あと、前回5日の日に皆さんからいただいた意見のことも私報告受けました。そして、まあ5年ってあったけども、やっぱりそこはね、やっぱり3年ぐらいのスパンですっかり見直していかないと、やっぱりずるずるなるねっていうことで、まあそれは3年なら3年と、まあそういうことにも修正しながら、何とかその辺を理解していただきたいと、こういうまず思いで今回追加提案させていただきましたので、なかなか今厳しいご発言はもっともなんですけども、その辺、次に向かうための今ステップとしてやっぱり一つのチャンスを与えていただきたいと思いますので、どうぞよろしくご理解をお願いしたいと思います。

ちょっと長くなって申し訳ありません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 大変丁寧な説明いただきましたけども、私が聞いていることと全然違う答えなので、もう一度聞きます。

町長不在、社長不在の中で、このこういう高額な管理指定料のアップが決断しろという方が無理だと思いませんかという、責任を持って回答できる人がいないんですよ、今ここに。そういう中でね、何千万の金の動きをね我々議員に判断しろつつたってできませんよ。私は、新町長が決まった後に臨時議会を開いて提案するべきだと考えます。もう一度その辺はお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） 笠原議員のご質問にお答えします。

ポイントが一番そこだっていうことは私も承知しています。ただ、これまでの経緯の中で、やっぱり債務超過、これがやっぱりあるわけですよ。だから一刻も早くそういう経営の立て直しをしながら、これからの御所の台エリアの構想に関しても迎えたい、こういうまずハタハタ館側のお話でしたので、そこを町としても受けて、何とか少しでも早くそこを認めていただきたい、こういうことで提案させていただきましたので、ご意見は重々私も分かります。でもやっぱりここまで議論してきたからには、ある程度その辺はご理解してもらえるのかなと。これは甘い考えだっていうのは分かってるんです。でもやはりハタハタ館側のね意見も尊重して、やっぱりここは立て直しに少しでも早くスタートラインに着けるようにしていただきたいというのが当局側の願いですので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） 何度かお話し合いを重ねて、それで今回の補正で2,500万円が出されるということですが、確かに経営が非常に苦しいというのはもう皆さんよく分かってます。これは第三セクターの問題点がそこに集中しているからだと思うんです。

で、今回出されたコロナ禍の中の収入減420万円、これは分かります。しかし、この前の説明の中にありました、その一般管理費の5割、5年間、これを継続してほしいということだと思うんですが、一般管理費というのは人件費と水道光熱費除いた分ですので、どのように一般管理費が出されるのか。ちょっと訳分らない。まあ使いたければ使い放題、縮小するんだったら縮小するであるんですが、これに対する50%っていうのは、これはちょっと無謀でないかと思います。考えられるのは、水道光熱費、これは必ず温泉かかって、その都度やっぱり料金が上がるっていうことは考えられますので、これに対する補助。それからコロナ禍における420万円、これを今支援してほしいっていうことだったら分かりますが、この一般管理費に対する5年間、これからまた、今はこれ2,500万円ですけども、続けていくという、こういう考え方なんですか。ハタハタ館の説明どおりなんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

問題は一般管理費だと、こういうことでございますけども、この算定に関しましても再三全員協議会で課長の方からも説明あったと思います。これはやはり直接原価を除いた施設全体の一般管理費なので、そういう性質の中でこの5割と、こういうふうに決めたものです。それが周辺その他の市町村でも一般的に使われてるということなので、それを準用させていただいています。

ただ、5年間というのは最初の提案でしたけども、芦崎議員からもこれは長いんじゃないかと、こういうことだと思うので、それは私もそう思います。ですからそれは必ずやるんじゃないじゃなくて、3年なら3年、これできちっと見直していただいて、まあコロナが落ち着くか落ち着かないか分かりませんが、そういう中でもう一回検証して、ふさわしい額っていうのをまた改めて考慮していただくようにしないといけないんじゃないかと、こう考えていますので、ご理解をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） これで終わるわけじゃないんですよね。まあ5年から3年にな

りました。それで、今これからプロポーザルで決まった航空会社でしたっけ、そこで出された計画が、まだ予算も全然出てません。どういうふうな見積もりなのか。で、過疎債もハタハタ館組まれてます。ということは、ハタハタ館にまだまだお金がかかるってことですよね。で、まあ見ても、ハタハタ館は全く魅力がありません。外から見ても。私もよく八竜の方に行くんですけども、あそこと、やっぱりうちの人も言うくらい、魅力ないなっていう、何でこう魅力ないのかなっていう、こうやっぱり口ずさむくらい、ハタハタ館はぱっとしないんですよ。で、私も再三言ってますけれども、観光と、それから町民のためのハタハタ館です。潰されては本当に困ります。ですからね、もうちょっとやっぱりこうしてほしい、ああしてほしいといったことに対して、今まで何にも、ここを改善する方から、ここをこういうふうにしてやるから、今ここ修理しなくちゃいけないからというふうなところが議論を尽くしたと言うけども、私は私の言ったことに対しては全く答えが返ってきてません。

そういう意味で、本当にこれから際限なく多分お金がかかっていくんでしょうねという感じはしますが、この点についてお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

プロポーザルのね計画、それに対する予算、そしてまた今後のハタハタ館のいろんな修繕とかお金のかかることばかりだ、それにまた魅力がないと、こういうお叱りですけども、プロポーザルは今これからです。実際、今、現地調査してやってる最中ですので、予算もまだまだこれからです。今日、須藤議員の質問にもありましたけどもね、まだまだこれからの段階です。これをいかに、このハタハタ館も含めてよりよい町に愛される、また観光で訪れる人には愛されるエリアにするかというのが問題点ですので、そのスタートの時点で、まずハタハタ館をしっかり立て直さないと、経営ですね、いけない。だからその改善策ももちろん求めます、きっちりそこは。先ほどちょっと長い話の中で申し述べたように、経営そのもののね在り方にも問題あるので、今までの皆さんの資料の中にも、こう最初の平成14年からですか、いろんな収支状況、資料出してるはずですけども、やっぱり初めての赤字が平成18年、そしてずっと良くて、19年にリニューアルして1億以上の売上げに変わってるんですね。その中で赤字始まったのは平成29年から。きっと原因あるんです。だからそこまではそこそこ、この入湯税相当で良かったんですけども、全部その自立っていうのはかなり厳しいですが、その賄えない部分を指定

管理料でということなので、その辺の考え方は全部それがおんぶに抱っこということじゃなくて、やっぱり求めるものは求めながらしっかり経営を立て直していくと。そしてやっぱり地域に、また訪れる方に愛されるハタハタ館であり、御所の台エリアだと、これをやっぱり目指す今大事な時期ですので、どうかこの辺はスタートラインを切れるようにご理解いただきたいという思いでございます。よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 町長も不在、代表取締役も不在という中で、この補助を今決めるというのは非常に厳しい話ではないかなと。補助するのは、そのものをみんな反対しているわけではないと思いますけれども、やっぱり今まで話し合ってきた内容はですね、その経営的な姿勢が全然議会側のここに伝わってこないというその点だけですよ。ですから私は、仮に今日ここで決まったにしても、執行を新町長が決まった後の協議をしてから執行するような形でした方が私はベストではないかと。今ここでハタハタ館の運営を停滞させるわけにはいかないというふうに思うわけですが、ですが、実質的に今やるより新しい町長が決まった後にした方が私はよいと思いますが、その辺、職務代理としてはどう考えますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） 山本議員のご質問にお答えします。

何回も申し述べるように、経営は厳しい、その姿勢は見えないと。これはそう思われてもしょうがないところもあると思います。でもまず一番の問題であった人件費とか何点かは改善されてきております。ただそういう中でコロナのこの状況になったわけですよ。だからそういう改善策が全部生きないままに、コロナの状況とどこがどうなのかというのはかなり分からづらい状態で、結果的に赤字という状態なんです。だからそういうところをまずこれからもしっかり求めていかなくちゃいけないし、やるように、この取締役会ですか、役員会、この辺もしっかり訴えていかないといけないっていうことで考えております。それは町長、前町長からも話伺っていますので、そのとおりだと思っています。

ただ、あと残った町長が決まってから執行という形ですけども、やっぱりそれも一つの手法だと思いますけども、時期的にやはり一月、二月って言われないうですよね。ですからその辺、これまで十分時間もってこなかったんであれば、それも絶対必要ですけ

ども、やっぱりここまでかなりな時間を要しながら議論してきたことをございますので、私としてはどうか認めてほしいと、こういうのが率直な気持ちですので、まあなかなかご理解いただきたいといっても、まずそういう意見は、まず全く間違いでもないですので、否定はできませんけども、まずその辺の事情を勘案しながらご理解いただければありがたいと思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この補助金はですね、ハタハタ館の決算は3月ですよ。3月までに入ればいいわけですよ、最終的に。それで精算はできるはずなんです。今、ハタハタ館の運転資金が昨年度あたりで7,500万円あったんですが、銀行に聞いたところによるとですね1,000万円ぐらいしか減ってないと。まだ運転資金はあるということなので、別に資金繰りには困ってない。だとすれば、その間、町長が決まるまでの間は何とでもできるわけです、ハタハタ館の運転として。ただ皆さんがこだわってるのはですね、やっぱりハタハタ館の運営体制がはっきりしていないままにこの補助をするということに対して非常に不満を持ってるわけです。ハタハタの運営株式会社でなくてもいいわけですよ。別の第三セクターで、別の会社に任せてもいいわけですよ。まあ前例がないわけではない。最近、道の駅どこだっけかな、まあ南の方にあったんですが、プロポーザルしてハピネットの会社が今回請けることになったわけですね。町が運営していた会社ではなくて、民間のバスケットを運営する会社がその事業を取ったわけですよ。そういうふうな例だってあるわけですね。ですから、別にハタハタの里株式会社でなくても運営ができる会社に任せる、そういうふうな手法だってあるかもしれません。そっちの方が私の方は望みますけども。そういうふうなことで、私は今、資金繰りができている間は、そういうふうな計画をもしやるんだったらしっかり作ってもらって、今後のハタハタの里株式会社がちゃんと運営できている、できていけるというふうな計画を議会に出す。そして賛同を得た後に、それを予算を執行するというふうな方法が一番私はベターだと言っているわけです。いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） 山本議員のご質問にお答えします。

3月決算まで入れればいいというお話ですけども、実際、このコロナの中で、無利子でありますけども返済金もあるんです。だからその辺のことも考えて、ハタハタ館ではなるべく急いでほしいと、こういう要望です。だから本来はもう10月、町長がね、もし入

院しなければ、10月に全協をもう一回、8月に皆さんにご説明したので、10月にやって決めてもらいたいというのが本音であったんですが、本当こういうアクシデントでこういうふうになったわけですけども、山本議員がおっしゃる運営体制そのものも、それも間違いでないです、そのとおりなんです。だからそれも役員会にしっかり求めながら、やっぱり先ほど笠原議員のおっしゃったことも含めて、そういう経営体制をしっかりしなくちゃいけないというのは十分認識していますので、そこを含めながら新しい体制でスタートしてほしいなという思いは十分ありますので、時期的なことを言えば今おっしゃったような形で、少しでも早くというような理由というのはそこにありますので、表にあるだけの資金繰りではない。やっぱりコロナ禍での借り入れもあるということを伺っていますので、そこを考慮していただければありがたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 反対討論を行います。

一般管理費の半分を指定管理料として補助すると。この根拠がですね全く分からない。もう先ほど見上さんが話したように、一般管理費を半額やって、コロナ禍による収入減420万円、これを足すとまあ4,000万円近くなる。三種町のゆめろん、4,000万円の指定管理料ある。それに単純に合わせたようにしか思えない。こういうね、やり方では、我々は納得しません。このコロナ禍の420万円もですよ、県民割、八峰割あって、八峰町から相当お金が出てます。そしてもういつも宿泊は満杯です。コロナ禍によっていい影響が出てるんじゃないですか、逆に。私はそう思ってますよ。収入減じゃなくて、収入が増えてるんです。それでなおかつ420万円をここに提示してる。3年間、あ、5年間継続したいと。そして、先の協議会でも、いや3年でもまた見直したい。でもここに5年って書いてますよね。3年継続して、その後はまた皆さんと協議したいというのは分かりますよ。全然訂正もしないで5年継続、ここに載ってます。載った以上に、ここに可決されれば5年なんですね。

それから経営改善すると、簡単に職務代理者が答弁しておりました。我々に経営改善のしっかりした計画、提示したことありますか。それではですね、単純にこの3,500万円、420万円、これを承認していただきたいと言っても無理な話です。これはもう少し

ね検討してみて、まあ質問した皆さんが話してるように新町長が決定してからでも私はいいのではないかというふうに思います。

今ここでの、この案件に対することに対して反対します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私も反対討論です。須藤議員とはちょっと別の方向からいきたいと思います。

ハタハタ館の今まで話し合ってきた中に、どういうふうにするのか、本当に見えません。それで道の駅がつくるっていうことは、もうこれ確かなことです。それに合わせてハタハタ館は、自分たちがそこに一緒に入るにどこを改善して、どうやってハタハタ館の売上げを増やすか。それと一緒にやっていこうという、このハタハタ館の取り組みが全く見えないんですよ。この、今、プロポーザルで。だから、設計されたとおりのまま、せばこうやりますよ、ああ、その何千万かかった、ああそうですかって、自分たちはどういうふうはこの道の駅と一緒にエリアの中で、どこを縮小して、ここを改善して、それで町民のための温泉していくんだっていう、それで集客をするんだというそういう意向が全く見られません。私もこの中に女性を入れた方がいいんでないかというふうな提案もしましたけども、提案されたことに対して今まで何にも見えない。

私はこういう点から反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 私も反対討論をいたします。

私は何も指定管理料を上げることに反対しているわけではございません。先ほど来皆さんが言ってるように、経営の改善策がまるっきり見えないからであります。経営の改善策が示されてこれはいけそうだなと思ったら、私はもっと出してもいいぐらいだと思ってます。そういうことをこれから努力をしてほしいですし、先ほども言ったように、町長不在、社長不在の中で、この多額の指定管理料を認めるわけにはいきません。

新町長が誕生した後に臨時議会でもう一度追加補正していただきたいという考えから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 賛成の立場で討論いたします。

このハタハタ館の問題は、森田町長が健在の時からハタハタ館を交えて意見交換したり、全協、議会等でも様々議論を重ねてきました。唐突に出された案件ではありません。

皆さんそれぞれ熟慮して、ここに挑んでいると思います。

そして、私が見る限り、このコロナ禍でハタハタ館は非常に頑張っていると思ってます。もし見上議員の言うとおりに、ちっとも魅力のないものであるとすれば、これは当局やハタハタ館の責任だけでなく、我々議会にも議員にも責任の一端はゼロではないと思います。

ハタハタ館の未来を考えるために、私はこの補正に賛成したいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論終わります。

これより議案第96号を採決します。お諮りします。この採決は起立で行います。本案に賛成方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第7号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を終略し、討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 医療・介護の現場に人手不足が生じていることは理解できますけども、人手不足はですね全ての産業で生じていることであり、少子化した今の状況ではですね、労働者そのものの人口が少ないということが原因であります。しかも、ここにある労働基準法にある週40時間以内であれば健康に害さないという時間、それをさらに8時間も縮めた32時間労働を要求するという事は、働かず、報酬を上げてほしいと、非常にわがままな要求であります。こういうことについては私は同意できません。

よって、この発議案に対しては反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第6、発議第8号、医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を終略し、討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この発議案に反対いたします。

医療現場だけが賃金が安いのではなくてですね、秋田県の平均賃金は380万円程度であります。一方、全国の看護師の平均賃金が555万円。これから見ると175万円も高い賃金水準であります。全国の平均賃金403万円からすると大変高い給料であります。まあそれにしても看護婦という職業柄、その厳しさを考えると、まあ550万円は妥当かという考えも分かるわけでありますが、ここで言う、要求する医療に関わる労働者の人件費が上がると、必然的に医療費も上げなければならないというふうな状況になるわけです。こういうふうになればたちごっこであります。そういうことによって、国の負担で払うということはですね、結局は自分の税金から支払わなければならないという、皆さんの懐が減ることになるわけですから、この何だ、発議には反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 賛成討論をします。

私、今年の6月に厚生医療センターに入院しました。前の私の向かっているベッドの2人が、ベッドの上で大の方をやるんです。看護婦さんが来て、しもの世話をして、お尻をちゃんと拭いて、いやあ、これよくやってるな、こういう人たちにはお金をいくら

やってもいいなど、そう思って、私は本当に涙ぐんできました。そのぐらい、昼も朝も夜も、介護する人、医療に携わる人は、普通の仕事を行っている人とは違って、非常に私は難儀をしております。そういうことをですね目の当たりにすると、私は、この人たちの給料をもう少しあげてもいいなというふうに思います。賛成します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私も賛成討論を、陳情に賛成の討論をします。

看護婦の労働時間は、本当夜勤は16時間ですか、とにかく日曜と、それから休日と、いろいろな手当全部合わせて、それで平均、全国の平均してっていうことですので、これだけやはり過酷な労働をして、その賃金が高くなっているということであります。本当に疲れきってます。若ければもうどんどん働かされます。その時は確かにいい給料もらうでしょう。しかし、その後必ず体を壊してしまうという、そういう過酷な労働であります。そして、私の体験からして、例えば精神科に入院した場合に、30人、30人、ここに1人ずつしか看護婦がいらない。何とか手足を縛らせてほしいという家族に依頼があります。絶対駄目ですと言うと、院長から電話来て、こういう現場なんですよって。もう日本の医療はこういう現場なんです。どうしても夜勤体制が2人しかとれないんですっていう、こういう大変な今、医療になってると思います。そういう意味でもですね、全ての労働者の賃金が上がればいいんですけれども、特にこの命を守る人たちは、それをケアする人たちのとにかく労働条件、これを良くしていかないと、日本全般の病院の患者さんたちは幸せに暮らせないとと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 賛成ですか、反対ですか。

○8番（見上政子さん） 先に言いました。

○議長（皆川鉄也君） すみませんでした。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第7、発議第9号、介護保険制度の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を終略し、討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) この発議に反対いたします。

親の介護の責任、それから将来の自分の介護の負担、これらを他人にお願いしてですね負担をしないというふうな考え方の発議に対しては反対します。

また、現役世代の負担が今以上に増えないように、それなりの所得のある人から負担をするための措置でもあることから、私は、この制度でありますから反対する、この発議案には反対いたします。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ございませんか。8番見上政子さん。

○8番(見上政子さん) 当町におきましては、65歳以上の高齢者の収入が本当に非常に少ないと思います。現役並みの年金をもらっても、家族の状況とかいろいろなことから、それがまるまる自分の年金になるわけではなくて、大変だと思います。そして、その人たには優良施設に入ったにしても、ほとんどもう年金を投げ出して優良施設に入る。これが数少ない当町の現状でないでしょうか。

そして今、ほとんど人たちは、この高齢者をやはり介護、自立できる人は本当にいいんですけれども、やむを得ずやはり自宅でみれないという方がおります。それが年々増えてます。その人たちが介護1・2から今度取り外される。それからケアプランが有料になる。こういうことであれば、有料化になると一つ相談すれば1点という感じで、その1点ずつ点数が増えていって、お金が取られます。調べてみると1万円から数万円というふうな感じですけども、これも1割負担だとすれば、これもまたケアプランに対して料金を払わなければなりません。

今、現状として、やはり今、高齢者、100歳前後の方、90歳代の方を抱えてる人たちは65歳以上の人たちもかなりいると思います。年金生活者で高齢者を抱えて、それで施

設に入るのに十数万円、病院に入ったにしても10万円前後かかると言われています。こういうふうな10万円前後の90歳代、80代後半の方、年金をもらってる人はどのくらいいるでしょうか。その分、やはり年金の中から自分で親のお金を払っていかなければいけない。これが今の現状であります。これをもっと改悪するようなことになったら、本当にお先真っ暗な世の中になってしまいます。

そういう意味で、是非この陳情、意見書を提出してほしいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 賛成ですか、反対ですか。

○8番（見上政子さん） すいません、先に言わなかったようですので、この介護保険制度の改善を求める陳情書に賛成をいたします。意見書の提出に賛成をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。関係機関に意見書を送付いたします。

日程第8、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長及び教育産業建設常任委員会委員長から、付託中の陳情第7号から陳情第9号について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次回議会定例会まで審査し、報告をお願いします。

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事項の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会会期日程等の議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申

し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10、常任委員会の閉会中の所管事項の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和4年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時56分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 5番 水木壽保

同署名議員 6番 菊地 薫

同署名議員 7番 腰山良悦